

9月市議会定例会議案概要説明書（追加提案分）

[報 告]

報告第33号 専決処分の報告について

（消防救急課）

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている1件100万円以内の次の損害賠償について、同条第2項の規定により報告するもの

- | | |
|----------|---|
| 1 専決年月日 | 令和7年9月9日 |
| 2 損害賠償の額 | 21,340円 |
| 3 事故の概況 | 令和7年8月9日午前10時7分頃、豊橋市飯村北四丁目地内の診療所において、本市職員（消防救急課）が傷病者をストレッチャーに乗せて搬送したところ、当該ストレッチャーが内壁に誤って接触し、損傷させたもの
(豊橋市過失割合 100%) |

なお、この追加提案については、本日送付させていただきます。